

一度覚えれば来年度以降も自宅で申告できます！ぜひこの機会に一緒に学んでみませんか。

① 24時間いつでも提出できるため、会場に向く手間や混雑会場での待ち時間の制約がない

② 一部添付書類の省略ができる（生命

e-Tax (スマホで確定申告) 説明会を開催します

▼問合せ  
東松山税務署 ☎22-0991  
税務課 ☎62-2153

簡単・早い・便利！  
e-Tax (スマホで確定申告) 説明会を開催します

▼問合せ  
東松山税務署 ☎22-0991  
税務課 ☎62-2153

税務署や役場に向く所得税の確定申告が、マイナンバーカードとスマートフォンを使って自宅で簡単にできる「e-Tax」の操作説明会を開催します。

電子申告 (e-Tax) とは、インターネット経由で申告・納税を完了するシステムです。

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を使用し、ご自分のスマホ等で、皆さんに申告操作を実際に体験していただきます。

大変便利かつメリットの多い申告方法です。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環としても申告会場での対面による接触機会を減らしていきます。

## 各種無料相談

※相談日が祝休日・年末年始にかかる場合は、お休みになるものもあります。事前にご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止や延期となる可能性があります。ご利用の際は、ご確認ください。

名称	問合せ	内容	日時	相談場所等
行政相談	地域支援課 ☎62-2152	行政に関する困りごとなど	12月8日(水) 13時30分～16時30分	・役場3階 総合相談室 ・総務省関東管区行政評価局 [行政苦情110番] ☎0570-090110
法律相談	地域支援課 ☎62-2152	日常生活上生じた法律的問題 (相続、離婚、多額の借金など)	12月17日(金) 13時30分～	役場204会議室 (予約制 先着6人)
人権相談	地域支援課 ☎62-2152	人権侵害やいじめ、家庭内の問題など	12月14日(火) 10時～15時	役場3階総合相談室
行政書士相談	地域支援課 ☎62-2152	相続・遺言など暮らしに関する悩みなど	12月16日(木) 10時～12時	役場3階総合相談室
税理士による無料相談	税務課 ☎62-2153 ※要予約 申込期限 12月8日(水)	税理士による贈与税や相続税などの各種税金に関する相談	12月14日(火) 10時～12時	・役場税務課 ※町内に在住・在勤の方が対象です。 ※先着2組といたします。
消費生活相談	企業支援課 ☎62-0720	商品契約やサービスなど	毎週月～金曜日 (祝日除く) 10時～12時、13時～16時 (受付15時30分まで)	・東松山市役所本庁舎2階 東松山市役所人権市民相談課 ☎23-2221 ・消費生活支援センター 熊谷支所 ☎048-524-0999
教育相談	教育委員会事務局 ☎62-0823	幼児・小学生・中学生及びその保護者の教育に関する色々な悩みなど	毎週金曜日 15時～	役場3階 教育相談室
人権相談 (法務局)	さいたま地方法務局東松山支局 ☎22-0379	不当な差別やいじめなど人権に関する相談	毎週水曜日 9時～16時	さいたま地方法務局 東松山支局
東北総合相談センター出張 法律相談 (要予約)	申込み 総合相談センター ☎048-838-7472 問合せ 埼玉司法書士会事務局 ☎048-863-7861	相続、遺言、登記、債務整理、成年後見、不動産の名義変更など	①12月7日(火) 13時30分～16時30分 ②12月15日(水) 13時30分～16時30分	①寄居町中央公民館 ②深谷市男女共同参画推進センター(アリオ深谷3階) ※面談相談(1組1時間)
傾聴相談「わかばのきもち」	嵐山町社会福祉協議会 ☎62-0722	職場や人間関係の悩みなど	※お申し込み後に調整します	嵐山町社会福祉協議会相談室または相談者の指定する場所
結婚支援事業相談	嵐山町社会福祉協議会 ☎62-0722	「縁ジェルサポーター」による結婚支援	12月26日(日) 9時30分～12時 (毎月第4日曜日)	嵐山町社会福祉協議会相談室

③ 還付金がある場合は郵送や窓口受付より振り込みが早い

日時 12月13日(月) 10時～11時

場所 役場町民ホール

講師 東松山税務署職員

費用 無料

持ち物 スマートフォン、マイナンバーカード(お持ちの方)、筆記用具

募集人員 30人(先着順・予約不要)

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、当日、役場で申請手続きができません。

保険料控除の証明書等)

所得税の確定申告はスマホ申告をぜひご利用ください！

▼問合せ 東松山税務署 ☎22-0990 (自動音声案内)

スマホ申告は見やすい専用画面をご用意しています。

・給与所得や公的年金等の雑所得の申告には特に便利になっておりますので、マイナンバーカードを取得し、スマホ申告をご利用ください。



スマホ申告はこちら

## 不動産の公売を行います

▼問合せ 税務課 ☎62-2153

町税の滞納を理由として差押えた財産の公売を実施します。

入札日 令和4年1月18日(火)

国税に関する簡単なご相談・ご質問は国税庁ホームページ(「タックスアンサー」)または「チャットボット」をご利用ください！

「タックスアンサー」では、キーワードや税金の種類から、よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができま。

「チャットボット」とは、「チャット(会話)」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、質問の内容にAI(人工知能)を活用して「税務職員ふたば」が自動で回答します。(令和3年分確定申告については、令和4年1月上旬公開予定)

電話でのご相談は電話相談センターをご利用ください！

・国税局の職員がご相談・ご質問に対応します。

・東松山税務署代表(22-0990)へお電話いただき、音声案内に従い「1」を選択してください(令和4年1月4日(火)～3月15日(火)は「0」を選択)。

町税の期限内納付にご協力ください

▼問合せ 税務課 ☎62-2153

町税は、私たちの暮らしを支えるさまざまな施策の貴重な財源であり、定められた期限までに自主的に納めていただくものです。

納期限を超過しても納めなかった場合は、延滞金が増加され、納付が困難になるだけでなく、納税者の意思に関わりなく滞納処分(不動産・給与・預貯金等の差押)を受けるほか、社会的信用を失うなど不利益を受けることにもなりかねません。

期限内納付にご協力をお願いします。